

南丹市 農業施策に関する建議書

本市の農業を取り巻く状況は、農産物価格の低迷や農業の低収益性による担い手の減少、農業従事者の高齢化に伴う離農者の増加、さらには、有害鳥獣被害による農家の生産意欲の減退に伴う遊休耕作地の増加など様々な課題を抱えております。

このような中、国では、認定農業者や集落営農組織等、担い手を明確化する中で、農業経営に関する各種施策をこれらのものに集中的・重点的に支援するため、平成19年度より、品目横断的経営安定対策をはじめとする経営所得安定対策が実施されておりますが、これらの施策は、経営規模が零細で高齢者や女性など多様な担い手によって支えられている本市の農業の実態に即しておらず、国の制度の対象にならない農家への支援策が求められているところです。

このような厳しい経営環境に柔軟な対応ができる農業を実現するため、また、今後、さらに本市農業の健全な発展を推進するために、農業者の自助努力に加え、農政においても、集落における営農の促進・支援など、創意工夫をもって、新たな経済・社会情勢に対応し得る農業経営の実現に向けた施策を積極的に推進されることを期待いたしますとともに、市財政厳しい折とは存じますが、平成20年度の予算編成にあたり、特段のご配慮を賜りますよう農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり建議します。

平成19年10月15日

南丹市長 佐々木 稔納 様

南丹市農業委員会
会長 野中 一二三

記

1. 有害鳥獣対策について

猪、猿、鹿、カラスなど有害鳥獣による農作物や農地等の被害は、深刻であり、農家の生産意欲を減退させ、ひいては耕作放棄に繋がっている状況である。

については、有害鳥獣被害防止対策として次のとおり要望する。

- ① 関係機関や団体との協力のもと生態調査の実施を行い、地域ぐるみで取り組む自衛体制の確立・支援を図られたい。
- ② 捕獲奨励金など駆除対策に関する予算のさらなる拡大を図られたい。
- ③ 捕獲柵・電気柵の設置について要望の早期実現のための予算枠の拡大、補助率の引き上げなどさらなる支援を図られたい。
- ④ 上記の事業等を実施するための積極的な予算確保を国並びに府に対し、強く要望されたい。

2. 担い手に対する支援の強化について

高齢化の進行等により益々農業環境が厳しくなる中、農業経営を安定的に持続するためには、意欲と能力のある担い手の育成・確保が重要である。

集落内の農業者および生産組織を担い手として育成し、将来の集落等における継続的な農業生産体制の構築を推進し、農業生産力の確保を図るため、農業の中心となる担い手である地域の専業農家や認定農業者に対し、さらなる支援を図られるとともに、集落営農を進めるために、地域農業の中心となる人材を育成、確保するための積極的な支援策及び財政的措置を講じられたい。

3. 米の生産調整について

平成19年産米の当市におけるうるち米の作付配分面積に対して、作付実績は97%となっている。未作付地が約80ヘクタール余りある現状と遊休農地が増加している状況を踏まえ、今後は、配分面積に出来る限り近い作付が行われ、優良農地が保全・活用されることが求められる。

そのため、合意形成の際に地域農業者の意向の反映を十分図り、前年度の達成率や地域の生産意欲等を勘案した配分や町域・市域間調整を行うなど、地域協議会において不公平感のない、実行性の高い生産調整のシステムが構築されるよう、指導・援助を行われたい。

4. 農産物の輸入自由化問題に関して

いま、農産物の輸入自由化問題が重要な局面に直面している。

WTO農業交渉は、4月に主要6カ国（G6）の閣僚会議が開かれ、ドーハ・ラウンドの年内妥結に向け、動き出した。

先般、ファルコナー農業交渉議長が交渉の進展に向けた議長提案を行った。上限関税の議論は、継続となったが、重要品目数や関税削減等は、わが国の主張と大きくかけ離れており、到底受け入れられないものである。

また、日本とオーストラリアの経済連携協定（EPA）交渉が開始されている。今後の交渉によっては、わが国の農業および地域経済に大打撃を与える恐れが極めて高く、重要品目を関税撤廃の対象から除外することは譲れない。

多様な担い手により支えられている本市の農業実態から見て、WTO・EPA・FTA交渉の推移は予断を許さない状況にある。

今後の交渉において、日本提案の基本理念である「多様な農業の共存」が可能となる貿易ルールの確立、国内農業の存立に向け、全力で取り組むよう政府ならびに京都府に対して強く要望されたい